

改 正 後

郵便番号
〒
郵便物の通信日付の年月日
年 月 日
確認印
索引番号
番 号

平成 年分所得税の更正の請求書

税務署長
住所
職業
年 月 日 提出
氏名
電話番号

平成 年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類
申告書を出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日
年 月 日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等

請求額の計算書 (記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)

		申告し又は処分の通知を受けた額	請求額			申告し又は処分の通知を受けた額	請求額
		円	円			円	円
総合課税の所得金額	④に対する税額			④に対する税額			
	⑤に対する税額			⑤に対する税額			
	⑥に対する税額			⑥に対する税額			
	計			計			
※	配当控除 投資・リース税額等の控除			配当控除 投資・リース税額等の控除			
	住宅借入金(取得)等特別控除			住宅借入金(取得)等特別控除			
	政党等寄付金特別控除			政党等寄付金特別控除			
所得から差し引かれる金額	医療費控除			医療費控除			
	社会保険料控除			社会保険料控除			
	小規模企業共済等掛金			小規模企業共済等掛金			
	生命保険料控除			生命保険料控除			
	損害保険料控除			損害保険料控除			
	障害者、高齢者、寡婦、寡夫、障害学生			障害者、高齢者、寡婦、寡夫、障害学生			
	配偶者控除			配偶者控除			
	配偶者特別控除			配偶者特別控除			
	扶養控除			扶養控除			
	基礎控除			基礎控除			
合計			合計				
課税される所得金額	①に対する金額	④		①に対する金額	④		
	②に対する金額	⑤		②に対する金額	⑤		
	③に対する金額	⑥		③に対する金額	⑥		
課税される金額	第1期分納める税金			第1期分納める税金			
	第2期分納める税金			第2期分納める税金			
	第3期分の税額			第3期分の税額			
	加算税			加算税			
課税される金額	申告加算税			申告加算税			
	重加算税			重加算税			

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離事業所得」、「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」、「商品先物取引の分離事業所得」、「商品先物取引の分離雑所得」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所
(預金口座に振り込みを希望する場合) 本店・支店 郵便局
支店・支所
預金 口座番号

改 正 前

郵便番号
〒
郵便物の通信日付の年月日
年 月 日
確認印
索引番号
番 号

平成 年分所得税の更正の請求書

税務署長
住所
職業
年 月 日 提出
氏名
電話番号

平成 年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類
申告書を出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日
年 月 日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等

請求額の計算書 (記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)

		申告し又は処分の通知を受けた額	請求額			申告し又は処分の通知を受けた額	請求額
		円	円			円	円
総合課税の所得金額	④に対する税額			④に対する税額			
	⑤に対する税額			⑤に対する税額			
	⑥に対する税額			⑥に対する税額			
	計			計			
※	配当控除 投資・リース税額等の控除			配当控除 投資・リース税額等の控除			
	住宅借入金(取得)等特別控除			住宅借入金(取得)等特別控除			
	政党等寄付金特別控除			政党等寄付金特別控除			
所得から差し引かれる金額	医療費控除			医療費控除			
	社会保険料控除			社会保険料控除			
	小規模企業共済等掛金			小規模企業共済等掛金			
	生命保険料控除			生命保険料控除			
	損害保険料控除			損害保険料控除			
	障害者、高齢者、寡婦、寡夫、障害学生			障害者、高齢者、寡婦、寡夫、障害学生			
	配偶者控除			配偶者控除			
	配偶者特別控除			配偶者特別控除			
	扶養控除			扶養控除			
	基礎控除			基礎控除			
合計			合計				
課税される所得金額	①に対する金額	④		①に対する金額	④		
	②に対する金額	⑤		②に対する金額	⑤		
	③に対する金額	⑥		③に対する金額	⑥		
課税される金額	第1期分納める税金			第1期分納める税金			
	第2期分納める税金			第2期分納める税金			
	第3期分の税額			第3期分の税額			
	加算税			加算税			
課税される金額	申告加算税			申告加算税			
	重加算税			重加算税			

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離事業所得」、「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所
(預金口座に振り込みを希望する場合) 本店・支店 郵便局
支店・支所
預金 口座番号

書 き 方

- 1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。
- 2 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。
 - (2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
 - (3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、書ききれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。
なお、別に添付した書類があるときは、その書類名を記載します。
- (4) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
- (5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払いを受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称（当てはまる文字を で囲んでください。）、預金の種類名及びその口座番号を記載してください。それ以外のときは支払いを受けるのに便利な郵便局名を記載してください。また、あなたの通常貯金（振替預入契約をしているものに限ります。）への振込みを希望されるときは、併せてその通常貯金の記号番号も記載してください。
- 4 変動所得若しくは臨時所得のある人、分離課税とされる土地建物等の短期譲渡所得のある人、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある人又は分離課税とされる商品先物取引の雑所得等のある人は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知書」と「更正の請求額」とを2段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。
 - (1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
 - (2) 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書
 - (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - (4) 商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
- 5 詳しいことは、税務署（所得税担当）におたずねください。

書 き か た

- 1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。
- 2 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。
 - (2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
 - (3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、書ききれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。
なお、別に添付した書類があるときは、その書類名を記載します。
- (4) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
- (5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称（当てはまる文字を で囲んでください。）、預金の種類名及びその口座番号を記載してください。それ以外のときは支払いを受けるのに便利な郵便局名を記載してください。また、あなたの通常貯金（振替預入契約をしているものに限ります。）への振込みを希望されるときは、併せてその通常貯金の記号番号も記載してください。
- 4 変動所得若しくは臨時所得のある人、分離課税とされる土地建物等の短期譲渡所得のある人又は分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある人は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知書」と「更正の請求額」とを2段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。
 - (1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
 - (2) 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書
 - (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- 5 詳しいことは、税務署（所得税担当）におたずねください。



この欄には
おかないで
ください。)

郵便官署消印の年月日	郵便印	索引番号	番 号
年 月 日			

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

税務署長 住 所 職 業
 年 月 日 提出 氏 名 電 話 番 号

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還 付 請 求 金 額 円
 (下の還付請求金額の計算書の⑭の金額)

純損失の金額の生じた年分	年分	還付の請求が、事業の廃止、相当期間の休止、事業の全部又は重要部分の譲渡、相続によるものである場合は右の欄に記入してください。	請求の事由(該当する文字を○で囲んでください。)	左の事実の生じた年月日	この繰戻しの金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無
純損失の金額を繰戻す年分(繰戻しの金額が生じた年の前年分を指します。)	年分		事業の ○ 廃止 ○ 休止 ○ 譲渡 相 続	休業期間	有・無

還付請求金額の計算書(書きかたは裏面に)

○申告書と一緒に提出してください。(事業年度)

平成 年分の純損失の金額		金 額		平成 年分の純損失の金額		金 額	
A	純損失の金額	円		B	純損失の金額	円	
①	総所得		⑥	総所得			
②	変動所得		⑦	変動所得			
③	その他		⑧	その他			
④	所得		⑨	所得			
⑤	所得		⑩	所得			
⑪	所得		⑪	所得			
⑫	所得		⑫	所得			
⑬	所得		⑬	所得			
⑭	所得		⑭	所得			
⑮	所得		⑮	所得			
⑯	所得		⑯	所得			
⑰	所得		⑰	所得			
⑱	所得		⑱	所得			
⑲	計		⑲	計			
⑳	定率減税相当額		㉑	定率減税相当額			
㉒	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		㉓	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額			
㉔	純損失の金額の繰戻しによる還付金額		㉕	純損失の金額の繰戻しによる還付金額			

還付される税金の受取場所 (預金口座に振込みを希望する場合) 本店・支店 郵便局
 預金 口座番号



この欄には
おかないで
ください。)

郵便官署消印の年月日	郵便印	索引番号	番 号
年 月 日			

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

税務署長 住 所 職 業
 年 月 日 提出 氏 名 電 話 番 号

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還 付 請 求 金 額 円
 (下の還付請求金額の計算書の⑭の金額)

純損失の金額の生じた年分	年分	還付の請求が、事業の廃止、相当期間の休止、事業の全部又は重要部分の譲渡、相続によるものである場合は右の欄に記入してください。	請求の事由(該当する文字を○で囲んでください。)	左の事実の生じた年月日	この繰戻しの金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無
純損失の金額を繰戻す年分(繰戻しの金額が生じた年の前年分を指します。)	年分		事業の ○ 廃止 ○ 休止 ○ 譲渡 相 続	休業期間	有・無

還付請求金額の計算書(書きかたは裏面に)

○申告書と一緒に提出してください。(事業年度)

平成 年分の純損失の金額		金 額		平成 年分の純損失の金額		金 額	
A	純損失の金額	円		B	純損失の金額	円	
①	総所得		⑥	総所得			
②	変動所得		⑦	変動所得			
③	その他		⑧	その他			
④	所得		⑨	所得			
⑤	所得		⑩	所得			
⑪	所得		⑪	所得			
⑫	所得		⑫	所得			
⑬	所得		⑬	所得			
⑭	所得		⑭	所得			
⑮	所得		⑮	所得			
⑯	所得		⑯	所得			
⑰	所得		⑰	所得			
⑱	所得		⑱	所得			
⑲	計		⑲	計			
⑳	定率減税相当額		㉑	定率減税相当額			
㉒	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		㉓	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額			
㉔	純損失の金額の繰戻しによる還付金額		㉕	純損失の金額の繰戻しによる還付金額			

還付される税金の受取場所 (預金口座に振込みを希望する場合) 本店・支店 郵便局
 預金 口座番号

書き方

1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。

2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。

3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。

(1) 「平成 年分の純損失の金額①～⑨」欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

ロ 「A 純損失の金額①～④」欄の各欄
純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする人で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、または廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

なお、純損失の金額のうち総所得の損失のほか、次の所得の損失があるときは、「③」から「⑤」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。

これらの所得が2以上あるときは、④、⑤、⑥の順に書きます。

(名称)

④ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得
.....「分離短期譲渡」

⑤ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得
.....「分離長期譲渡」

⑥ 山林所得「山林」

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額①～⑨」欄の各欄
「A 純損失の金額①～④」欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

この場合、「①」から「⑨」の各欄の「所得」欄には、「①」から「⑨」の各欄に記入した所得の名称を書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

(2) 「前年分の税額⑩～⑫」の各欄は、次のように書いてください。

イ 「C 課税される所得金額⑩～⑫」欄及び「D Cに対する税額⑬～⑭」欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得、分離課税の商品先物取引の事業所得及び雑所得を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

この場合、純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額のうち総所得のほか次の所得があるときは、「③」から「⑤」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。

これらの所得が2以上あるときは、④、⑤、⑥、⑦の順に書きます。

(名称)

④ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得
.....「分離短期譲渡」

⑤ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得
.....「分離長期譲渡」

⑥ 山林所得「山林」

⑦ 退職所得「退職」

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額⑮」欄
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得、分離課税の商品先物取引の事業所得及び雑所得に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

(3) 「繰戻し額控除後の税額⑯～⑳」欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額㉑～㉓」欄の各欄
「C 課税される所得金額⑩～⑫」から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額①～⑨」を差し引いた金額を書きます。

この場合、「④」から「⑥」の各欄の「所得」欄には、「④」から「⑥」の各欄に記入した所得の名称を書きます。

なお、その差引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署(所得税担当)におたずねください。

ロ 「F Eに対する税額㉔～㉖」欄の各欄
「㉑」から「㉓」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている人は、税額の計算が複雑ですから税務署(所得税担当)におたずねください。

(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払いを受ける場合に、取引銀行などのあなたの預金口座への振込みを希望される場合はその取引銀行などの名称(当てはまる文字を○で囲んでください。)、預金の種類名及びその口座番号を書いてください。それ以外のときは支払いを受けるのに便利な郵便局名を書いてください。また、あなたの通常貯金(振替預入契約をしているものに限ります。)への振込みを希望される場合は、併せてその通常貯金の記号番号も書いてください。

書きかた

1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。

2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。

3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。

(1) 「平成 年分の純損失の金額①～⑨」欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

ロ 「A 純損失の金額①～⑤」欄の各欄
純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする人で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、または廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

なお、純損失の金額のうち総所得の損失のほか、次の所得の損失があるときは、「③」から「⑤」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。

これらの所得が2以上あるときは、④、⑤、⑥の順に書きます。

(名称)

④ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得
.....「分離短期譲渡」

⑤ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得
.....「分離長期譲渡」

⑥ 山林所得「山林」

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額①～⑨」欄の各欄
「A 純損失の金額①～⑤」欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

この場合、「①」から「⑨」の各欄の「所得」欄には、「①」から「⑨」の各欄に記入した所得の名称を書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

(2) 「前年分の税額⑩～⑫」の各欄は、次のように書いてください。

イ 「C 課税される所得金額⑩～⑫」欄及び「D Cに対する税額⑬～⑭」欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得などを除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

この場合、純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額のうち総所得のほか次の所得があるときは、「③」から「⑤」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。

これらの所得が2以上あるときは、④、⑤、⑥、⑦の順に書きます。

(名称)

④ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得
.....「分離短期譲渡」

⑤ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得
.....「分離長期譲渡」

⑥ 山林所得「山林」

⑦ 退職所得「退職」

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額⑮」欄
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得などに対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

(3) 「繰戻し額控除後の税額⑯～⑳」欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額㉑～㉓」欄の各欄
「C 課税される所得金額⑩～⑫」から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額①～⑨」を差し引いた金額を書きます。

この場合、「④」から「⑥」の各欄の「所得」欄には、「④」から「⑥」の各欄に記入した所得の名称を書きます。

なお、その差引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署(所得税担当)におたずねください。

ロ 「F Eに対する税額㉔～㉖」欄の各欄
「㉑」から「㉓」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている人は、税額の計算が複雑ですから税務署(所得税担当)におたずねください。

(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払いを受ける場合に、取引銀行などのあなたの預金口座への振込みを希望される場合はその取引銀行などの名称(当てはまる文字を○で囲んでください。)、預金の種類名及びその口座番号を書いてください。それ以外のときは支払いを受けるのに便利な郵便局名を書いてください。また、あなたの通常貯金(振替預入契約をしているものに限ります。)への振込みを希望される場合は、併せてその通常貯金の記号番号も書いてください。

改 正 後

税務署受付印

1 0 6 0



所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書

_____ 税務署長殿

平成 ____年 ____月 ____日提出

納税地	住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)		
	(TEL _____)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は書いてください。		
	(TEL _____)		
フリガナ氏名	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生	
	フリガナ屋号		
職業			

納税地を次のとおり異動したので届けます。

- 異動年月日 平成 ____年 ____月 ____日
- 納税地
 - 異動前の納税地 _____
 - 異動後の納税地 _____
- 事業所等の所在地及び事業内容

屋号等 _____ 所在地 _____ 事業内容 _____

屋号等 _____ 所在地 _____ 事業内容 _____
- その他参考事項

関与税理士
(TEL _____)

税務署	整理番号	〒	A	B	C	D	E
01							

改 正 前

税務署受付印

1 0 6 0



所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書

_____ 税務署長殿

平成 ____年 ____月 ____日提出

納税地	住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)		
	(TEL _____)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は書いてください。		
	(TEL _____)		
フリガナ氏名	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生	
	フリガナ屋号		
職業			

納税地を次のとおり異動したので届けます。

- 異動年月日 平成 ____年 ____月 ____日
- 納税地
 - 異動前の納税地 _____
 - 異動後の納税地 _____
- 事業所等の所在地及び事業内容

屋号等 _____ 所在地 _____ 事業内容 _____

屋号等 _____ 所在地 _____ 事業内容 _____
- その他参考事項

関与税理士
(TEL _____)

税務署	整理番号	〒	A	B	C	D	E
01							